藍野大学大学院学則

第１章　　総則
第２章　　組織及び標準修業年限
第３章　　学年、学期及び休業日
第４章　　入学
第５章　　教育課程及び教育方法
第６章　　課程の修了及び学位の授与
第７章　　休学、復学、転学、留学、退学及び除籍
第８章　　科目等履修生、研究生及び研修生
第９章　　入学検定料、入学金、授業料等
第 10 章　教職員組織
第 11 章　研究科委員会
第 12 章　雑則

第１章　　総　則

（目的）

第１条　藍野大学大学院（以下「本大学院」という。）は、医療・看護・健康科学に関する学術の理論と応用を専門的に教授研究し、その深奥を究め、看護学及び健康科学の学術的発展と人々の健康と福祉の向上に貢献することを目的とする。

（自己点検・評価）

第２条　本大学院は、教育研究水準の維持向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う。

２　前項の自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。

第２章　　組織及び標準修業年限

（課程）

第３条　本大学院に修士課程を置く。

（研究科、専攻及び定員等）

第４条　本大学院に研究科及び専攻を置き、定員を次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
看護学研究科	看護学専攻	修士課程	６名	12 名
健康科学研究科	健康科学専攻	修士課程	６名	12 名

２　本大学院の標準修業年限は２年とする。ただし、長期履修を選択した者は、３年とする。

３　学生は、４年を超えて在学することができない。ただし、長期履修を選択した者は、５年を

超えることはできない。

４　前項の規定にかかわらず、第 29 条第２項の規定により再入学した学生は、在学すべき年数の２倍に相当する年数を超えて在学することができない。

（研究科の目的）

第５条　前条に定める研究科及び専攻の人材養成上の目的は、次のとおりとする。

（１）看護学研究科は、高齢化社会における医療施設等及び地域社会における高度の専門的職業人ニーズに対応すべく、看護系大学卒業者及び一定のキャリアをもつ社会人を対象に、科学的根拠に基づく知識・技能・技術を修得させ、高い倫理観と豊かな人間性を持ち、高度な専門性と実践能力を有する看護職及び優れたマネジメント能力を有する看護管理者を養成することを目的とする。

（２）健康科学研究科は、健康科学に関する深い探求心と洞察力を備え、高齢化社会における医療施設や地域社会の多様なニーズに対応できるよう、科学的根拠に基づく高度な知識・技能・技術を身に付け、当該分野の指導的立場として活躍できる人材を養成し、その成果を地域社会や教育に還元できる人材を育成することを目的とする。

第３章　　学年、学期及び休業日

（学年）

第６条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

（学期）

第７条　学年を次の２学期に分ける。

前期　４月１日から９月 30 日まで

後期　10 月１日から翌年３月 31 日まで

（休業日）

第８条　休業日は、次のとおりとする。

（１）日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日

（２）創立記念日

（３）春季休業　３月中旬から４月上旬まで

（４）夏季休業　７月下旬から９月中旬まで

（５）冬季休業　12 月下旬から翌年１月上旬まで

２　学長は、必要により前項の規定にかかわらず、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更若しくは休業日に授業を行うことができる。

第４章　　入　学

（入学の時期）

第９条　入学の時期は、４月とする。ただし、教育上支障がないと認められる場合は、後期のはじめに入学することができる。

（入学資格）

第 10 条　本大学院に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）大学を卒業した者。

（２）独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者。

（３）外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者。

（４）外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者。

（５）我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられる教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者。

（６）専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が別に定める日以後に修了した者。

（７）文部科学大臣の指定した者。

（８）研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で入学前年度末までに 22 歳に達した者。

２　看護学研究科看護学専攻においては、看護師免許を取得している者。

（入学の出願）

第 11 条　本大学院に入学を志願する者は、指定の期日までに入学願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて学長に提出しなければならない。

（入学者の選考）

第 12 条　本大学院に入学を志願する者に対しては、別に定めるところにより選考を行い、研究科委員会の議を経て学長が合格者を決定する。

（入学の手続）

第 13 条　前条の規定により合格の通知を受けた者は、指定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

第５章　　教育課程及び教育方法

（教育方法）

第 14 条　本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に関する指導（以下「研究指導」という。）により行うものとする。

２　前項の授業科目の種類及び単位数等は、別表１のとおりとする。

３　授業科目の履修方法その他の必要な事項は、別に定める。

（長期にわたる教育課程の履修）

第 15 条　研究科長は、別に定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、第４条第２項のただし書きにあるとおり、標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを申し出た場合は、その計画的な履修を認めることができる。

（単位の計算方法）

第 16 条　授業科目の単位の計算方法は、１単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ、次の基準によるものとする。

（１）講義及び演習においては、15 時間から 30 時間までの授業をもって１単位とする。

（２）実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの授業をもって１単位とする。

（単位の授与）

第 17 条　授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与えるものとする。

（成績の評価）

第 18 条　授業科目の成績の評価は、AA、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄをもって表し、AA、Ａ、Ｂ、Ｃを合格としＤを不合格とする。

2　前項の評価は、100 点をもって満点とし、AA（90 点以上）、Ａ（80 点以上 90 点未満）、Ｂ（70 点以上 80 点未満）、Ｃ（60 点以上 70 点未満）、Ｄ（60 点未満）とする。

（他の大学院の科目の履修）

第 19 条　学長は、学生に対して教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の科目を履修させることができる。

２　前項の規定により学生が修得した授業科目の単位は、10 単位を超えない範囲で本大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（他の大学院等における研究指導）

第 20 条　学長は、学生に対して教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、１年を超えないものとする。

２　前項の規定により受けた研究指導は、本大学院の修了要件となる研究指導として認めることができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第 21 条　学長は、学生に対して教育上有益と認めるときは、本大学院に入学する前に大学院（外国の大学院を含む。）において履修した科目について修得した単位を、本大学院入学後の本大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、本大学院において修得した単位以外のものについては、第 19 条第２項の規定により修得した単位と合わせて 10 単位を超えないものとする。

（メディアを利用して行う授業）

第 22 条　メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行うものとする。

２　前項の授業を実施する授業科目については、本学が定める授業科目とする。

第６章　　課程の修了及び学位の授与

（課程の修了）

第 23 条　本大学院に２年以上在学し、所定の科目を 30 単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、研究科委員会の議を経て、修了を認定する。

（学位の授与）

第 24 条　学長は、前条の規定により修了を認定した者に対し、次の通り学位を授与する。

看護学研究科　　看護学専攻　　修士（看護学）

健康科学研究科　健康科学専攻　修士（健康科学）

２　学位及びその授与に関し必要な事項は、藍野大学学位規程で定める。

第７章　　休学、復学、留学、退学及び除籍

（休学）

第 25 条　病気その他やむを得ない事情により２ヵ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

２　学長は疾病のため就学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることができる。

（休学期間）

第 26 条　休学期間は、１年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、引き続き１年に限り延長することができる。

２　休学期間は、通算して２年を超えることができない。

３　休学期間は、第４条第３項及び第４項の在学期間に算入しない。

（復学）

第 27 条　第 25 条の規定により休学した者は、休学の期間が満了したとき、又は休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を経て復学するものとする。

（留学）

第 28 条　外国の大学院等に留学することを志望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

２　前項の留学期間は、在学期間に含めることができる。

（退学）

第 29 条　退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

２　正当な理由により退学した者が再入学を願い出たときは、研究科委員会の議を経て学年のはじめに限り許可することがある。

（除籍）

第 30 条　学長は、次の各号のいずれかに該当する者について、研究科委員会の議を経て、除籍することができる。

（１）第４条第３項の規定による在学年限を超えた者。

（２）休学の期間が満了し、復学を願い出ない者。

（３）授業料の納付を怠り、督促に対しても納付しない者。

（４）死亡した者又は長期にわたり行方不明の者。

第８章　　科目等履修生、研究生及び研修生

（科目等履修生）

第 31 条　学長は、本大学院において行う一部の授業科目の履修を志望する者があるときは、研究科の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、研究科委員会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

２　科目等履修生に関する規程は別に定める。

（研究生）

第 32 条　学長は、本大学院において、特定の専門事項について研究することを志望する者があるときは、研究科の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、研究科委員会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

２　研究生に関する規程は別に定める。

（研修生）

第 33 条　学長は、大学その他の団体から、その所属する職員に特定の専門事項について研修させるため、本学に派遣の申し出があるときは、研究科の教育研究に支障がない場合に限り、研究科委員会の議を経て、研修生として入学を許可することができる。

第９章　　入学検定料、入学金、授業料等

（入学検定料及び学費）

第 34 条　入学検定料及び学費は、学校法人藍野大学学費取扱規程に定める。

２　既に納付した入学検定料及び学費は返還しない。ただし、入学金を除く学費については、本大学院が定める所定の期限内に入学を辞退する旨の申し出があった場合に限り返還することがある。

３　第２項の規定にかかわらず、学校法人藍野大学学費取扱規程に定める期日までに後期全域にわたる休学が認められた場合又は前期中に退学した場合若しくは除籍となった場合は、その限りでない。

第 10 章　　教職員組織

（教員）

第 35 条　本大学院の授業及び研究指導は、大学院設置基準に規定する資格を有する本学の教員が担当する。ただし、研究科委員会の議を経て、兼任教員に授業の担当を委嘱することができる。

（研究科長）

第 36 条　研究科に研究科長を置く。研究科長は、研究科の学務を掌理する。

（事務組織）

第 37 条　大学院に関する事務の執行は、学部の事務組織がこれにあたる。

第 11 章　　研究科委員会

（研究科委員会）

第 38 条　本大学院の各研究科に研究科委員会を置き、研究科長、研究科で研究指導及び研究指導補助を担当する教授、准教授をもって構成する。ただし、研究科長が必要と認めた場合は、他の職員を出席させることができる。

２　研究科委員会は、研究科長がこれを招集し、議長となる。

第 39 条　研究科委員会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

（１）大学院学則、その他諸規程の制定及び改廃に関する事項。
（２）教育課程及び学生の教育に関すること。
（３）研究に関すること。
（４）学生の入学、休学、復学、退学及び除籍に関する事項。
（５）単位認定及び課程修了認定並びに学位授与に関する事項。
（６）大学院担当教員の人事に関する事項。
（７）学生の賞罰に関する事項。
（８）その他研究科の運営に関する重要事項。

２　その他研究科委員会に関する規程は、別に定める。

第 12 章　　雑　則

（準用）

第 40 条　本学則に定めていない事項については、藍野大学学則を準用する。

（規程の改廃）

第 41 条　本学則の改廃は、研究科委員会の議を経て学長が発議し、理事会が行う。

附　則

この学則は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成 29 年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、2020 年５月 25 日から施行し、2020 年４月１日より適用する。

附　則

この学則は、2021 年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、2022 年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、2024 年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、2025 年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、2026 年４月１日から施行する。